

第2期越谷市子ども・子育て支援事業計画の取組

基本目標1 親と子の健康づくりに取り組む

1. 妊娠・出産に関する支援と母子の健康づくり

【最近の情勢と国の動向】

- ◆「健やか親子21」は母子保健の国民運動計画であり、令和6年度を目標に第2次計画が推進されている。同計画では、「すべての子どもが健やかに育つ社会」を目指し、「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策」「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策」「子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり」の3つの基盤課題と、「育てにくさを感じる親に寄り添う支援」「妊娠期からの児童虐待防止対策」の2つの重点課題を設定して推進されている。
- ◆地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなっていることから、令和元年に「成育基本法」が施行され、生育医療等基本方針に基づき、「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現に向けて、医療・保健・教育・福祉などの幅広い取組みが推進されている。令和5年には変更された方針において「健やか親子21」は国民運動として位置づけられている。
- ◆出産育児一時金制度については、平成23年度4月以降支給額が増額されて、令和2年には「出産・子育て応援交付金」が創設され、令和5年2月より妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体化を実施している。
- ◆平成29年4月には妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的相談窓口を提供する子育て世代包括支援センターが法定化されている。子育て世代包括支援センターに関しては、児童福祉法の改正において、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有することも家庭センターの設置に努めることとされている。
- ◆令和元年12月の母子保健法の一部改正において、出産後の母子に対して、心身のケアなどを行う「産後ケア事業」が市町村の努力義務として法定化され、令和3年4月に施行されている。さらに、特に支援が必要とされる産前・産後の時期において子育て経験者などによる相談支援を行う「産前・産後サポート事業」、母体の身体的機能や精神状態の把握などを行い、支援へ繋げる「産婦健康診査事業」、身体的・精神的な悩みを有する女性に対する相談指導、特定妊婦への産科受診などの支援を行う「性と健康の相談センター事業」の推進を図っている。
- ◆不妊治療については、令和4年度より保険適用となっている。厚生労働省は、令和4年4月より「不妊治療と仕事との両立」に取り組む優良な企業を認定する制度を実施している。

【市の現状】

- 令和6年4月より、こどもの成長の記録や予防接種のスケジュール管理をはじめ、市の子育て情報などを受け取ることができるスマートフォン向けのアプリ「電子母子健康手帳 子育てアプリ がやっこ」の提供を開始した。(利用料無料)
- 出産年齢の上昇を受けて妊婦健診の重要性が高まっている。
- 母親学級・両親学級を通じて妊婦・出産・子育て期の育児不安の軽減に努めている。

【市民意識・ニーズ】

- 子育て支援ニーズ調査では、就学前児童調査で子育てに関して悩んでいることについて、「遊ばせ方やしつけに関すること」「食事や栄養に関すること」が多くあげられている。

【課題】

- ◎ハイリスク妊婦への支援
- ◎産後ケア事業の充実
- ◎乳幼児健康診査の未受診者への対応
- ◎こども家庭センターの開設による妊娠期からの切れ目ない支援
- ◎各事業の効率化を図るとともに、母子保健事業の拡充を図り、育児不安の軽減に対応
- ◎感染症対策の継続
- ◎子どもの成長にあった遊び・食生活の支援
- ◎必要とする方への不妊治療の情報周知

2. 小児医療の充実

【最近の情勢と国の動向】

- ◆地域の診療所による医療と保健・福祉・教育との連携を進めるとともに、医療機関相互の連携などにより地域における小児医療の構築に努めている。
- ◆小児救急医療の確保として小児救急医療拠点病院などによる二次救急医療の確保を進めている。

【市の現状】

- 小児科医が不足している
- チラシや回覧により越谷市の休日診療、救急医療やかかりつけ医の周知を図っている

【市民意識・ニーズ】

- 子育て支援ニーズ調査では、就学前児童調査で、市に今後充実を求める子育て支援について「小児医療や緊急医療体制の充実」が上位にあげられている。また、子育て支援ニーズ調査、こどもの生活実態調査ともに、自由意見においてこども医療費助成の拡大、小児医療施設の不足感や予約のとりづらさについて言及されている。（こども医療費助成の高校終了時までの拡大については、令和6年4月実施のため、調査時点では意見が多かったものと思われる。）

【課題】

- ◎越谷市夜間急患診療所の周知
- ◎かかりつけ医の周知啓発と普及

3. 子どもの心と身体健康づくり

【最近の情勢と国の動向】

- ◆子どもに対する食育は、心身の成長と人格の形成に大きな影響を及ぼす。近年特に子ども・若者の食生活の乱れが指摘されており、「第4次食育推進計画」により子どもや若者の食育への推進に取り組んでいる。
- ◆令和3年には学校給食基準の一部改定が行われ、摂取基準がより厳しくなっている。
- ◆乳幼児の健康については、入院を必要とする低出生体重児に対しては、その養育に必要な医療の給付等を行っている。
- ◆学校の運動部活動については、地域の実情に応じて地域連携や地域スポーツクラブ活動への移行が進められている。

【市の現状】

- 学校給食栄養管理事業を継続するためにも、給食食材料費の確保が必要となっている。
- 学校部活動については、市内全15校に部活動外部指導者の配置を行っている。
- 児童館の利用は、近隣に住む児童が多く来館者に偏りがある。
- 親子ふれあい体操教室や小中学校体育施設の開設により青少年のスポーツ・レクリエーションの普及を図っている。
- 部活動外部指導者については、令和3年度以降、市内全中学校へ配置している。

【市民意識・ニーズ】

- 子育て支援ニーズ調査では、小学生児童調査で、朝食を毎日食べていない割合は前回調査に比べわずかに増加している。こどもの生活実態調査では収入の低い世帯（中央値の1/2未満）やひとり親家庭で朝食をとる割合が低くなっている。
- 小学生・中学生調査では、家や学校以外に居場所があると感じている割合は、小学生が7割、中学生で6割台半ばとなっている。また、居場所でやってみたいこととしては「自分が好きなことや、興味があることをしたい(本・動画やゲーム、プログラムなど)」が最も多くあげられている。

【課題】

- ◎献立や食育のテーマに沿った学校給食栄養管理事業の継続
- ◎児童館においては利用する年齢層に合った事業の検討
- ◎児童生徒に体を動かす楽しさを知ってもらう実施の場の拡大
- ◎学校部活動の外部指導者派遣から大会等への引率が可能な部活動指導員への転換
- ◎広く親子で参加できる講座・イベントの推進
- ◎図書館だけでなく地域・家庭・学校等が連携した読書活動の推進

基本目標2 地域の中で子育てを支える

1. 子育て支援サービスの充実

【最近の情勢と国の動向】

- ◆少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会環境が変化する中で、身近な地域に相談できる相手がいないなど、子育てが孤立することにより、その負担感が増大している。3歳未満の子どもを持つ女性の約6割～7割は家庭で育児をしており、社会からの孤立感や疎外感を持つ人も少なくない。
- ◆国は「子ども・子育て支援法」により平成27年4月から子ども・子育て支援新制度により、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進している。実施主体である市町村では幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援に必要な給付・事業を実施している。
- ◆令和元年10月から消費税率引き上げによる財源を活用することにより、3才から5才までの子ども及び0才から2才までの住民非課税世帯の子どもについて、幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料が無償化されている。
- ◆保育所の整備による受け入れ児童数の拡大、保育士確保の拡充が行われてきた結果、待機児童数は、就学前人口の減少などもあり、平成29年以降減少が続き、令和4年4月現在、全国で2,944人と大幅に減少している。
- ◆令和5年6月に閣議決定された「こども未来戦略方針」では、令和6年度からの3年間に集中的な取組（加速化プラン）を実施することとし、保護者が就労していなくても利用できる「こども誰でも通園制度（生後6ヶ月～満3歳未満）」が令和7年度より開始される。
- ◆子ども・子育て支援事業では、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域などで、子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う「利用者支援事業」を推進している。その他、子育て親子が気軽に集い、交流することができる「地域子育て支援拠点事業」、一時的に預かり、必要な保護を行う「一時預かり事業」、相互援助活動に関する連絡、調整を行う、「ファミリー・サポート・センター事業」、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった「子育て短期支援事業」などを行っている。
- ◆加えて児童福祉法の改正により、家事・育児等に対して不安を抱えた子育て家庭等を訪問し、家事・育児等の支援を行う「子育て世帯訪問支援事業」、虐待や不登校などにより家や学校に居場所のない学齢期以降の子どもに居場所の提供や相談等を行う「児童育成支援拠点事業」、子どもの関わり方に悩み不安を抱える子育て家庭に対してペアレントトレーニング等を行う「親子関係形成支援事業」が子ども・子育て支援事業として令和6年4月から始まっている。子どもに関する相談窓口（母子保健と児童福祉）

を一元化する「こども家庭センターの設置」などが規定されている。

- ◆令和6年6月、児童手当の拡充をはじめとした少子化対策の強化策や、財源を確保するための「子ども・子育て支援金制度」の創設を盛り込んだ、子ども・子育て支援法の改正法が成立した。

【市の現状】

- 待機児童の大半を含める低年齢児の保育ニーズに対応するため小規模保育事業の整備や既存施設の有効活用を進めてきた。
- 就学前児童は減少しているが、共働き世帯等の増加に伴い、保育施設等の利用ニーズは高まっている。
- 幼稚園及び認定こども園（幼稚園型）の利用ニーズは低下している。
- 保育ニーズが頭打ちとなることが見込まれるため、市民から選ばれる施設となるための保育の質向上に向けた取組が必要。
- 共働き世帯の増加に伴い、長時間の保育ニーズの増加や一時預かり事業の利用ニーズの多様化。
- 就学前にあっても質の高い教育を受けさせたい保護者の増加。
- 病児保育室の利用者増に伴い、利用予約など利用者にとっての利便性向上に努めている。
- 公立保育所に併設する地域子育て支援センターで子育てサロン、子育て講座、育児相談等を実施。
- 保育入所課の窓口において、保育コンシェルジュ（保育所長経験者）がこどもの預け先等を中心に様々な子育てに関する相談に応じている。

【市民意識・ニーズ】

- 子育て支援ニーズ調査では、就学前児童調査で、平日に教育・保育サービスを定期的に利用している割合は6割台後半で、前回調査に比べ増加している。利用する教育・保育サービスは前回調査と比較して「保育所・保育園」や「認定こども園」が増加している一方で、「幼稚園」は減少傾向となっている。
- 就学前児童調査において、一時預かりの認知度は約7割、利用意向は約4割となっている。教育・保育サービスを定期的に利用していない人のこども誰でも通園制度（仮称）の利用意向は5割を超えている。

【課題】

- ◎保育の質向上に向けた取組
- ◎こども誰でも通園制度への対応

- ◎保育コンシェルジュ事業のPR
- ◎各保育施設の空き教室の活用方法
- ◎こしがや「プラス保育」幼稚園事業の拡充
- ◎包括的な相談体制の構築に向けたこども家庭センターの新設
- ◎ファミリー・サポート・センター事業のボランティアを地域のネットワークとして活かす
- ◎ショートステイの利用促進に向けた検討
- ◎子育て家庭に必要な情報が行き届くよう提供方法の工夫
- ◎教育・保育に携わる人材の確保・育成
- ◎病児保育に関わる人材への支援

2. 子育て家庭と地域のつながり

【最近の情勢と国の動向】

- ◆子ども・子育て支援新制度による地域の実情に応じた地域子ども・子育て支援事業により取組を行っている。
- ◆令和5年4月の「こども基本法」施行を受け、「こどもまんなか社会」の実現を目指すために、社会全体の認識共有を図り、政府や地方自治体の取組を推進するための羅針盤として、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」が策定された。「はじめの100月」（こどもの誕生前から幼児期まで）こどもの生涯にわたる幸せにつながる大事な時期であること、すべてのこどもの育ちを社会全体で支えていくことが大切であることをビジョンとして打ち出している。
- ◆近年、包括的な支援体制の必要性が認識され、様々な制度改正が行われている。令和3年4月からは「重層的支援体制整備事業」が創設されているが、同事業により地域子ども・子育て支援事業の取組に幅を持たせることができるようになってきている。
- ◆例として、重層的支援事業の柱の一つである「対象者の属性を問わない相談支援」では従来、介護、障害、子ども、生活困窮の各分野ごとに実施されている相談事業を相談支援として一体として実施することで、介護の相談に応じる中で子育てなどに関する支援の必要性が見つかるケースもある。

【市の現状】

- 身近に相談できる人がいないなど、子育てで孤立を感じる家庭が増えている。
- 公立保育所に併設した地域子育て支援センターにおいて子育てサロン、子育て講座、育児相談等を実施している。
- 家庭児童相談室では、保護者の精神疾患や子どもの発達面に関する相談が多い。専任の相談員2人を配置しているが、交代制勤務のため継続相談としての対応が難しいとともに、相談内容が多岐にわたり、相談員の相談技術の向上が求められている。
- 子どもの発達に関する相談が多いが、SNSやインターネット等の情報により発達障害を懸念している保護者が多く見られる。
- 市ホームページのリニューアルに合わせたこしがや子育てネットのリニューアル、市のInstagramの活用など多くの方への子育て情報の提供を実施している。
- 令和6年4月より、こどもの成長の記録や予防接種のスケジュール管理をはじめ、市の子育て情報などを受け取ることができるスマートフォン向けのアプリ「電子母子健康手帳 子育てアプリ がやっこ」の提供を開始した。（利用料無料）
- 児童館2か所でも専任の子ども家庭相談員が相談を実施している。
- 子育てサロンについては、レイクタウン周辺での需要が高まっている一方、こども食

堂やマルシェなど住民主体の活動が活発になってきている。

- 子育てサロンに参加しやすいよう開催場所の変更や回数増加、さらにはスターバックス店内での子育てサロンを実施している。
- 令和3年4月の社会福祉法改正により規定された、地域共生社会実現のための具体的な手法・複合的な課題を抱えた市民の相談を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を実施することで、課題の解決を目指すものとして「重層的支援体制整備事業」を令和4年7月より実施している。

【市民意識・ニーズ】

- 子育て支援ニーズ調査では、就学前・小学生児童調査ともに、情報の入手先や相談先として、前回調査に比べSNSやインターネットや携帯サイトを選択する割合が大きく増加している。
- 子育て支援ニーズ調査では、子育て情報サイト「こしがや子育てネット」・市民サイト「こしがや子育てクワイエ」の認知度について、前回調査から大きな変化は見られなかった。

【課題】

- ◎家庭児童相談室の職員の相談技術の向上
- ◎相談内容に応じた健康づくり推進室、児童発達支援センターなどとの連携
- ◎正しい情報の提供と児童生徒も気楽に相談出来る環境づくり
- ◎地域で一体となって子育て支援が行える体制づくり
- ◎こども家庭センターの開設に伴う地域の相談窓口とのネットワーク化
- ◎子育て関係部署が連携し、越谷市の子育て事業や支援をPRできるようなイベントの創設
- ◎「くるみんプラス」認定制度への市内企業の取組促進
- ◎デジタルを活用したサービスの向上
- ◎民生委員・児童委員の担い手の確保と負担の軽減に向けた検討
- ◎多様な相談窓口・機能の整理と庁内における情報共有

3. 困難を抱える子どもや家庭への支援

【最近の情勢と国の動向】

(障害児の発達支援)

- ◆令和3年9月には医療的ケア児支援法が施行され、切れ目ない支援について関係機関及び民間団体相互の緊密な連携が進められている。
- ◆令和4年6月の児童福祉法等の一部改正により、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核の役割を担うことが明確化された。

(経済的支援)

- ◆子育て世帯に対する現金給付については、中学校終了まで児童手当が支援されている。令和7年度からは加速化プランにより児童手当の拡充が予定されている。
- ◆令和元年10月からは、幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料が無償化されている。
- ◆ひとり親家庭については、「児童扶養手当」を支給するほか、「母子父子寡婦福祉資金の貸付」を行っている。

(孤独・孤立対策)

- ◆孤独・孤立が深刻な社会問題となるなか、政府は孤独・孤立への問題に総合的な対策を進めている。令和3年度には「孤独・孤立対策の重点計画」を取りまとめ、NPO等への緊急支援策として生活困窮者等支援、自殺防止対策、フードバンク支援、子ども食堂等への食材提供、子どもの居場所づくりの支援、女性への相談支援などを行っている。
- ◆近年の社会変化を踏まえ、孤独・孤立により心身に有害な影響を受けている状態にある人への支援等の取組について、基本理念、国・地方公共団体の責務や国民の努力を定めた「孤独・孤立対策推進法」が令和6年4月に施行された。同法では、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指している。

(多文化共生)

- ◆令和2年9月に総務省において、地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資するため、「地域における多文化共生推進プラン」が改訂され、外国人住民の増加・多国籍化、デジタル化の進展など、社会経済情勢の変化に対応することの必要性と意義が示された。

【市の現状】

（障害児の発達支援）

- 発達に支援を要する子どもなど個別の支援や配慮が必要な子どもの利用増加。
- 公立保育所において、可能な限り特別支援保育に係るニーズを受けているが、すべてのニーズに応えることができず、待機児童となる年もあった。
- 障害児通所支援事業所が少なく、医療的なケアを必要とする児童の受け入れ先が見つからない。また、事業の利用を開始するために必要な相談事業所が不足している。
- 児童発達支援センターの利用は増えている。保育現場においても個別の支援や配慮が必要な児童や気になる児童が増えている。
- 医療的ケア児を抱えている世帯の保育利用希望が増えている。
- 市では、令和3年7月に越谷市医療的ケア児等支援協議会を設置している。

（経済的支援）

- 埼玉県が行っている保育料の多子軽減事業の優遇の働きかけを行っており、対象となる世帯への事業の周知を行っている。
- 従来型幼稚園に通う低所得世帯等の子ども食材料費の補助を行った。
- 児童手当、こども医療費とも高校生以上に対象拡大を望む声が増えている。こども医療費については、令和6年4月から入院、退院ともに対象年齢を高校修了までに拡大している。
- 令和6年秋から健康保険証とマイナンバーカードが一体化するため、特定個人情報の独自利用による情報連携を開始予定。

（孤独・孤立対策）

- 困難を抱えたひとり親家庭の孤立が懸念される。

（多文化共生）

- 令和2年3月に策定された「越谷市多文化共生推進プラン」が令和7年度をもって終期を迎えることから、今後見直し予定。

【市民意識・ニーズ】

- こどもの生活実態調査では、収入の低い世帯（中央値の1/2未満）の4割近くが母子家庭となっている。また、子どものことで悩んでいることについて、ひとり親世帯で「子どもと過ごす時間が持てない」「子どもの不登校やひきこもり」などの割合が高くなっている。
- こどもの生活実態調査では、収入の低い世帯（中央値の1/2未満）で母親及び父親の国籍が日本以外である割合がわずかに高くなっている。
- 子育て支援ニーズ調査では、就学前・小学生児童調査ともに、今後充実してほしい子育て支援について、「保育料等の軽減など経済的な支援」の割合が大きく増加している。
- こども・若者調査では、生活水準や自己肯定感が低い人ほど孤独を感じる割合が高くなっている。

【課題】

（障害児の発達支援）

- ◎多様化する障害児支援への対応。
- ◎保育所における医療的ケア児を含め特別支援保育対象児童の受け入れ枠の拡大。
- ◎障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ機能の向上。
- ◎保育所（園）、幼稚園等へスムーズに移行できるよう関係機関との情報共有。
- ◎保育所等訪問支援事業の周知と理解向上。

（経済的支援）

- ◎保育料の多子軽減事業の継続の働きかけ
- ◎切れ目ないサービスの提供や情報共有がスムーズに行える医療的ケア児の支援
- ◎母子家庭等相談事業については関係機関と連携した利用できる支援につなげる

（孤独・孤立対策）

- ◎状況に合わせた切れ目のない相談支援
- ◎地域での見守り・交流の場や居場所づくり

（多文化共生）

- ◎外国人市民・児童生徒への日本語学習支援
- ◎外国とつながりのある児童・生徒の保育サービス利用、就学時手続き等への支援
- ◎多言語による情報発信

4. 子どもの権利擁護・虐待防止

【最近の情勢と国の動向】

- ◆こども基本法では、「児童の権利条約」の4原則（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）を反映したものとなっている。
- ◆児童虐待については、平成12年の児童虐待防止法及び児童福祉法の累次の改正などにより充実が図られている。しかし、全国の児童相談所に寄せられている児童虐待に関する相談件数は、令和3年度20万件を超えるなど増加が続いている。
- ◆国においては平成30年12月の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき児童相談所及び市町村の体制強化を進めている。令和2年4月には、体罰禁止の法定化、児童相談所の強化、DV対策との連携強化などを内容とする「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉等の一部を改正する法律」が施行されている。
- ◆こうしたなか、依然として子ども、その保護者、家庭を取り巻く環境は厳しく、育児に関して困難や不安を抱える子育て世帯がこれまで以上に顕在化している。このため令和4年の児童福祉法の改正により、こども家庭への包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置や訪問による家事支援などこどもや家庭を支える事業の創設が図られている。
- ◆令和6年の子ども・若者育成支援推進法改正により、日常的に家族の世話や介護を過度に担う子ども「ヤングケアラー」への支援強化が盛り込まれた。同法では、国や地方自治体が18歳以上も含めたヤングケアラー支援に努めることを明確化している。同年の子ども・子育て支援法改正においてもヤングケアラー支援強化が明記された。
- ◆令和6年5月、子どもと接する仕事に就く人の性犯罪歴を雇用主側が確認する「日本版DBS」制度を創設する法案が衆院本会議において全会一致で可決され、参院での審議に移る。本法は、子どもを性犯罪の被害から守るため、学校や保育所などで犯歴のある人の就労を実質制限するもの。

【市の現状】

- 平成10年11月に子どもたちの健全な成長を願うとともに、子どもたち自身が自ら考え行動できる指針として「子ども憲章」を制定している。
- 市内小・中学校では人権教育年間指導計画に基づいた教育を実施している。
- 児童虐待に関する市への通告件数が増加している。
- 要保護児童対策地域協議会において関係機関との連携強化を進めている。

【市民意識・ニーズ】

- こども・若者調査では、社会生活や日常生活を円滑に送れていない経験がある人における、学校における主な原因として「いじめを受けた」や「集団行動が苦手」「友達と

の関係が悪い」などが上位にあげられている。

【課題】

- ◎「子ども憲章」の普及啓発
- ◎ニーズに応じた相談機能の充実
- ◎児童虐待対応についての関係機関との連携強化
- ◎リスクの高い事案について児童相談所とリスクアセスメント共有し連携した対応が必要
- ◎保護者の信仰・文化的背景に起因した子どもの悩みの解決に向けた取組や性的マイノリティなど新たな人権課題の周知
- ◎計画へのこども意見の聴取、反映
- ◎職員の相談支援の技術の向上
- ◎こども家庭センターの機能・役割の周知

基本目標3 子どもが自ら育つ環境をつくる

1. 子どもの居場所・体験機会の提供

【最近の情勢と国の動向】

- ◆共働き家庭等の「小1の壁」「待機児童」の解消を図るため、「新・放課後子ども総合プラン」により、放課後児童クラブ、放課後子ども教室の一体的な整備に取り組んでいる。
- ◆新たに放課後児童クラブまたは放課後子ども教室を整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとしている。さらに、子供の主体性を尊重し、子供の自主性、社会性等の向上を図ることとしている。平成27年には、「放課後児童クラブ運営指針」を策定し、子供が安心して過ごせる生活の場としての一定水準の確保及び向上を図っている。
- ◆子ども・若者育成支援推進法に基づき令和3年に第3次となる「子供・若者育成支援推進大綱」を策定している。同大綱では、副題として「全ての子供・若者が自らの居場所を持て、成長・活躍できる社会を目指して」とし、居場所を確保することは子供・若者にとって極めて重要であるとしている。
- ◆こども基本法に基づき策定された「こども大綱」においても学童期、思春期における居場所について「こどもの居場所を新たにつくっていくことに加え、すでに多くのこども・若者の居場所となっている児童館、子ども会、こども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、こども・若者にとってよりよい居場所になるよう取り組む」としている。
- ◆令和5年12月にはこども居場所づくりに関する指針が閣議決定されている。
- ◆文部科学省では家庭や企業などへ体験活動の普及啓発や自然の中での体験を充実する取組を進めている。
- ◆若者が将来、自立し活躍するため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省等では学校、地域、産業界が一体となって社会全体でキャリア教育の気運を高める取組を進めている。

【市の現状】

- 令和2年以降、学童保育室の3箇所増設により331人の増員を図ったが、学童保育室への入室希望者は年々増えており、毎年待機児童が発生している。
- 学童保育室においては、長期休業期間における給食の提供、土曜日の早朝保育についての希望が増えている。
- 放課後子ども教室を17校で実施しているが、未実施地域での実施希望あり。地域住民の協力・ボランティアにより成り立っているが、担い手の確保・高齢化が課題となっ

ている。

- 地区センターによっては、夏休み期間中の学習室開放や大学生との協働事業を実施している。
- 保育ステーションや地域子育て支援センターでは、一時預かりだけでなく、子育て講座などを実施している。
- 児童館では、科学体験や小中学生のエコクラブ活動などを行っているが、事業によって人気の度合いに差がある。
- プレーパーク事業は市民の声から生まれた事業であり、多彩な遊びを提供する場として事業拡大を予定している。
- 科学技術体験センターでは、楽しみながら科学への興味・関心を高める事業を実施している。
- キャリア教育については、中学生社会体験チャレンジ事業を行い、職場体験などを実施している。

【市民意識・ニーズ】

- 子育て支援ニーズ調査では、小学生児童調査で、学童保育室の利用が前回調査に比べて増加している。利用の満足度については、利用者の9割近くが満足としているが、今後望むこととして「過ごし方の充実」や「学校との連携強化」が上位にあげられており、前回調査に比べて大きく増加している。
- 子育て支援ニーズ調査では、就学前・小学生児童調査ともに、充実を希望する子育て支援として「子ども同士が安全に遊べる居場所の環境整備」が6割を超えている。
- 子育て支援ニーズ調査では、就学前・小学生児童調査ともに、児童館を利用している割合は2割弱にとどまっている。児童館への要望としては「施設の拡大や魅力的な遊具の充実」、児童館を利用しない理由としては「児童館が遠いから」が最も多くあげられている。
- 小学生・中学生調査では、6割以上のこどもが家や学校以外の居場所がほしいと回答している。また、居場所がない場合にどのような場所があれば行ってみたいと思うかについて、「いろんな人と出会える、友人と一緒に過ごせる」や「好きなことをして自由に過ごせる」が上位にあげられている。
- こども・若者調査では、生活水準や自己肯定感が低い人ほど家庭や学校、地域が居場所になっていない割合が高くなっている。

【課題】

- ◎大沢北、東越谷、蒲生地域における学童保育室の更なる整備
- ◎学校や地域での放課後子ども教室開設に向けた場所や人材の確保
- ◎学童保育室、放課後子ども教室以外の児童の居場所づくり
- ◎保育ステーションや地域子育て支援センターの子育て講座などの周知、地域子育て支援センターは公立と私立があり連携する必要
- ◎居場所が見つけづらい子ども・若者の多様な居場所づくり
- ◎児童館については、今後の在り方と事業見直しの検討
- ◎プレーパーク事業の市内各地での展開を目指した移動型拠点施設（車両）の整備や、事業拡充に伴う運営方法
- ◎ボール遊びの一律禁止など公園利用の在り方を検討
- ◎科学技術体験センターにおいては、ライフステージにあわせた特色ある科学技術体験事業の開催
- ◎学校においては関心の高い福祉体験について、令和5年3月に作成した「福祉教育資料集」の活用と市内各小・中学校への周知、関係課と連携した福祉体験活動の充実
- ◎地場産業体験学習や職場体験等を通じたキャリア教育の推進

2. 子どもの悩みや不登校等への対応

【最近の情勢と国の動向】

- ◆様々な悩みを持つ青少年等が増加傾向にあり、子どもや若者が自らの心身や権利を守るために主体的に相談し、支援していく必要がある。
- ◆内閣府では、子どもや若者に関する様々な相談のワンストップ窓口となり、相談内容などに応じて適切な関係機関につなぐ「子ども・若者総合相談センター」の設置を単独または共同で確保するよう求めている。
- ◆文部科学省では、学校における相談体制としてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を推進している。
- ◆不登校児童生徒は全国的に年々増加し、令和4年度は過去最高の30万人に迫る勢いである。
- ◆令和5年3月には、文部科学省により「誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」が取りまとめられている。同プランでは、①不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えること、②心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援すること、③学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にすることの3つを柱とし、不登校対策の一層の充実に取り組んでいる。
- ◆いじめについては、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立し、文部科学省では同年10月に「いじめの防止等に関する基本的な方針」を策定し、対策を進めている。文部科学省、警察庁によるいじめ防止対策の総合的な推進、警察庁、法務省、文部科学省によるいじめ問題に関する相談対応に取り組んでいる。
- ◆地方公共団体では関係機関により構成される要保護児童対策地域協議会が設置されるようになり、情報の交換、共有や支援内容についての協議を行うこととなっている。

【市の現状】

- 市では、家庭児童相談室、教育相談、青少年指導相談員、児童館の子ども家庭相談を実施している。
- 家庭児童相談室については、基本目標2の2で記載しているが、青少年指導相談、子ども家庭相談いずれも相談員の相談技術の向上や関係機関との連携が求められている。
- 教育相談については、教育相談関係の人員不足となっている。
- 不登校の支援については、市内4か所に教育支援教室（おあしす）を設置するとともに、オンラインおあしすを実施している。

【市民意識・ニーズ】

■こどもの生活実態調査では、子どものことで悩んでいることについて、収入の低い世帯（中央値の1/2未満）やひとり親世帯で「子どもとの関わり方」「子どもと過ごす時間が持てない」「子どもの不登校やひきこもり」などの割合が高くなっている。

■こども・若者調査では、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験がある割合は、生活水準や自己肯定感が低い人で5割を超えている。

【課題】

◎気軽に悩みを打ちあけられる相談体制の強化

◎教育支援教室（おあしす）の増設や運営の充実

◎学校の保健教育では性に関する指導や性の多様性の理解など人権をふまえた適切な支援等

◎いじめの認知や子どものSOSの発信等についての周知

◎不登校児童生徒にとっての家庭・学校以外の居場所の拡充

3. 学校・家庭・地域の連携の推進

【最近の情勢と国の動向】

(地域と学校の連携・協働)

- ◆令和5年6月に第4次となる教育振興計画が閣議決定されている。同計画のコンセプトでは、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げている。ウェルビーイングの向上では多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものになることであり、教育を通じて日本社会全体に根差したウェルビーイングの向上を図っていくことが重要としている。
- ◆日本社会に根差したウェルビーイングの要素としては、「幸福感（現在と将来、自分と周りの他者）」、「学校や地域でのつながり」、「協働性」、「利他性」、「多様性への理解」、「サポートを受けられる環境」、「社会貢献意識」、「自己肯定感」、「自己実現」達成感、キャリア意識など）、「心身の健康」、「安全・安心な環境」などがあげられるとしている。
- ◆文部科学省では、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える地域学校協働活動、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みであるコミュニティ・スクールの一体的な推進を進めている。
- ◆地域学校協働活動の推進にあたっては、地域住民等と学校との連携・協働体制を整備することや、地域と学校をつなぐコーディネーターである「地域学校協働活動推進員」を配置している。コミュニティ・スクールについては、保護者や地域住民等から構成される学校運営協議会において、学校運営の基本方針の承認を行うとともに、学校運営への必要な支援についての協議が行われている。
- ◆令和5年6月に策定された教育振興計画では、今後の教育施策に関する基本的な方針の一つに、地域や家庭で共に学び合う社会の実現に向けた教育の推進を掲げ、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化に取り組んでいる。
- ◆令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が作成され、教師の負担軽減から休日における部活動を地域移行することを求めている。

(家庭教育)

- ◆共働きやひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中で、子育てに悩みや不安を持つ保護者は多く、家庭教育支援の重要性は高まっている。
- ◆子ども・子育て支援事業の中で取組が行われているとともに、文部科学省でも家庭教育に関する支援が届きにくい家庭に配慮しつつ、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チームなどの取組を支援するため補助事業を行っている。

【市の現状】

（地域と学校の連携・協働）

- 市内小中学校すべてに学校運営協議会・学校応援団が設置され、各校で特色ある教育活動が展開されている。
- 令和４年度のアンケート調査では、「特色ある学校づくりが進んだ」との回答が約98%と地域に根差した個性豊かな学校づくりが進められている。
- 各学校に対する保護者や社会のニーズが増大・多様化する中でボランティアの増員を希望する学校が増えているが、ボランティア人材が足りない。
- 中学校選択制を行っているため、対象児童保護者への周知に努めている。

（家庭教育）

- 市では家庭教育支援として「子育て講座」「家庭教育学級」を実施している。

【市民意識・ニーズ】

- 子育て支援ニーズ調査では、小学生児童調査で、子どもの地域活動やグループ活動に参加経験のある割合が前回調査に比べ大きく減少しており、地域活動について知らない、予定もないとした割合が増加している。

【課題】

（地域と学校の連携・協働）

- ◎学校運営協議会活性化のための委員の適切な選出
- ◎学校ボランティアの募集や周知方法の工夫
- ◎学校応援団やPTA、地域の関係団体との連携強化
- ◎子どもの地域活動への参加機会の拡充

（家庭教育）

- ◎保護者のニーズに沿った子育て講座の内容の充実
- ◎男性を主な対象者とする家庭教育学級の講座数の増設

基本目標4 子どもを育てやすい環境をつくる

1. 子育てしやすい就労環境づくり

【最近の情勢と国の動向】

- ◆子どもを産み育てたり、結婚した後も子どもを育てながら働きたいと希望しているにもかかわらず、その希望が叶えられず結果として少子化が進んでいる。
- ◆内閣府及び関係省庁では、ワークライフバランスに取り組み、仕事と家庭の両立支援を推進している。
- ◆厚生労働省では平成30年7月の働き方改革関連法に基づく時間外労働の上限規制などを定め長時間労働の是正に取り組んでいる。
- ◆仕事と家庭の両立については、男女を問わず推進していくことが求められるが、男性の育休取得率は令和2年12.6%にとどまっている。このため男性の育休取得に向けた法改正を行うとともに、事業主の支援などを行っている。
- ◆令和6年の子ども・子育て支援法改正により、両親がともに14日以上育児休業を取得した際の育児休業給付の拡充、2歳未満のこどもの親が時短勤務をする際の新たな給付制度の創設等が盛り込まれた。

【市の現状】

- 男性の育休取得が増加しており、育児に積極的に参加する男性が増えている。父親サロンや児童館の親子教室などを実施しているが、男性向けの子育て講座のニーズは高まっている。
- 子育て事業に関心ある企業との連携が増え、居場所づくりやこども食堂への食材寄付などが実施されている。
- 女性の就労支援として、就労継続支援と起業支援を行っている。そのほか、就職支援事業、相談等を実施。

【市民意識・ニーズ】

- 子育て支援ニーズ調査では、就学前児童調査で、就労している母親の割合は約5割で、前回調査に比べ1割近く増加している。それを受けて、子育てに関して悩んでいることでは「仕事と子育ての両立のこと」が上位にあげられており、前回調査よりも増加している。
- 子育て支援ニーズ調査では、就学前・小学生児童調査ともに、子育てを父母ともに行っている割合が前回調査に比べ1割近く増加するなど、父親の育児参加が進む状況がうかがえる。

【課題】

◎男性の育休取得の促進

◎長時間労働是正の促進

◎参加しやすいサロン等の条件整備

2. 安全な道路交通環境の整備

【最近の情勢と国の動向】

- ◆子どもの安全・安心が脅かされている事故や事件が増加しており、子どもの安全・安心が守られる環境づくりが求められている。
- ◆道路環境整備に関する社会的関心が高まっており、通学路等における安全確保、自転車利用環境の整備に取り組んでいる。
- ◆子どもや子育て家庭が気軽に外出するためには、まちのバリアフリー化や歩きやすい道路環境、外出先でオムツ交換等ができる施設が求められる。
- ◆年齢や障害の有無に関わらず、誰もが容易に乗降でき、快適に移動できるような公共交通機関の整備が求められている。
- ◆関係省庁により総合的な防犯対策「登下校防犯プラン」がとりまとめられている。
- ◆「子供110番の家」や防犯施設の整備など、子どもが犯罪等の被害にあいにくいまちづくりを推進している。
- ◆市民の所有するドライブレコーダー搭載車両有効活用し、地域の見守り活動の充実を図っている。

【市の現状】

- 各小学校に交通指導員を配置しているが、定数の70名よりも多くの配置希望がある。
- 埼玉県では「赤ちゃんの駅」事業を推進している。
- 補助金の効果もあり市内のノンステップバスの導入率は高くなっている。
- 市の「登下校防犯プラン」に基づき警察等との連携のもと対策を進めている。
- 「子ども110番の家」の表示板の設置を進めている。
- 子どもたちの安全確保を図るため、青色防犯パトロールやドライブレコーダーを「動く防犯カメラ」としての活用、日常生活の中で防犯の視点を持って子ども達を見守る「ながら見守り」等の活動を推進している。
- 民間事業者と連携し、駅周辺や通学路等に防犯カメラの設置を進めている。
- 子育て世帯住宅については、戸数が限られ、空き住戸が確保しにくい状況である。

【市民意識・ニーズ】

- 子育て支援ニーズ調査では、就学前児童調査で、子どもと一緒に外出する際に困ることについて、「トイレが親子で利用するよう整備されていない」が最も多く、そのほか「道路に歩道や信号がなく危険」「段差が多くベビーカーで通行しにくい」等道路環境に関する項目が前回調査に比べ増加傾向にある。

【課題】

◎安心して歩ける道路環境や公共トイレ整備

◎地域の見守り活動の支援

基本目標5 貧困の状況にある子どもと家庭を支える

1. 子どもと家庭への支援

【最近の情勢と国の動向】

- ◆子どもの貧困については、特に子どもがいる現役世帯のうち母子世帯の貧困率は高い水準にある。
- ◆子どもの貧困対策については、平成26年1月に子どもの貧困対策推進法が施行され、令和元年6月には改正法が成立している。令和元年11月には新たな大綱が閣議決定され、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援などを総合的に推進している。
国は、地方自治体による次の事業・取組みを支援している。
 - ①実態調査、計画策定に対する支援
 - ②子供等支援事業（コーディネーター事業、こども食堂等の居場所づくり等）
- ◆子どもの貧困対策が国をあげて推進されるよう、官公民の連携・協働プロジェクトとして「こどもの未来応援国民運動」を推進し、支援活動を行う団体とその活動をサポートする起業等とのマッチングの推進や、NPO法人などに対する民間資金を活用した「こども未来応援基金」による支援などを行っている。
- ◆内閣府及び文部科学省では、家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが質の高い教育を受けられるよう幼児期から高等教育段階まで切れ目のない形での教育費負担の軽減を行っている。
- ◆高校生等への修学支援として「高等学校等就学支援金」、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するための「高校生等奨学給付金」、令和2年度からは「高等教育の修学支援新制度」を開始している。令和7年度からは加速化プランにより、多子世帯の大学授業料無償化が予定されている。
- ◆厚生労働省では、支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口につながり、総合的・包括的な支援が行われるよう居住支援などを行っている。

【市の現状】

- 生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業を行っている。
- こども医療費については令和4年に制度改正を行っている。
- 従来型幼稚園に通う低所得世帯等の子どもの食材料費（副食費）に対する補助を行っている。
- 生活保護受給者及び生活困窮者に対し、各々の状況に応じて就労支援や就労準備支援を行っている。

【市民意識・ニーズ】

■子どもの生活実態調査では、収入の低い世帯（中央値の1/2未満）やひとり親家庭で学校の成績が良くないとする割合が高く、将来の進学についても希望は大学だが現実的には高校までと回答した割合が高くなっている。その理由として半数が「家庭の経済的な状況から考えて」をあげている。

【課題】

- ◎生活に困窮する子育て家庭の状況と支援ニーズの把握
- ◎子育て支援施策の周知
- ◎重層的支援体制整備事業等、関係機関と連携した支援

2. 地域と連携した支援の体制づくり

基本目標2 子育て家庭と地域のつながりを参照